

# 水道用水供給事業



## 1 2 水道用水供給事業の経営（変更）認可の申請

（法第 26 条、第 30 条）

### （1）認可の該当要件

- ① 水道用水供給事業の創設（法第 26 条）  
新規に水道用水供給事業を經營しようとする場合
- ② 水道用水供給事業の変更（法第 30 条）  
次のいずれかに該当する場合（軽微な変更を除く）
  - 給水対象の増加
  - 給水量の増加
  - 水源の種別の変更
  - 取水地点の変更
  - 浄水方法の変更

### （2）認可申請の時期

水道用水供給事業經營を行おうとする（又は変更しようとする）ときは、予め認可申請し、認可を得たのちに事業着手すること。

### （3）提出先

- ① 一日最大給水量が二万五千 m<sup>3</sup> 以下の水道用水供給事業の認可は、保健所経由で知事へ提出。

（法第 46 条、令第 14 条第 2 項）

- ② 一日最大給水量が二万五千 m<sup>3</sup> を越える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に必要な工事費の総額が 1 億円以下である場合の変更認可は、保健所経由で知事へ提出。

（法第 46 条、令第 14 条第 3 項）

- ③ ①及び②以外は、厚生労働大臣へ提出。

### （4）提出部数

知事あての申請書の提出部数は、2 部（内保健所 1 部、知事 1 部）とする。

### （5）提出様式

「様式第 12 号」による。

番 号  
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)  
水道事務所の所在地

## 水道用水供給事業経営（変更）認可申請書

○○水道用水供給事業経営（変更）をしたいので、水道法第26条（又は第30条）の規定に基づき、別紙関係書類を添えて認可申請します。

## 目 次

I	申請の概要	PO
II	事業（変更）計画書	
1	給水対象及び給水量	
2	水道施設の概要	
3	給水開始の予定年月日	
4	工事費の予定総額及びその予定財源	
5	給水量の算出根拠	
6	経常収支の概算	
7	工事費の算出根拠	
8	借入金の償還方法	
III	工事（変更）設計書	
1	一日最大給水量及び一日平均給水量	
2	水源の種別及び取水地点	
3	水源の水量の概算及び水質試験の結果	
4	水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造	
5	浄水方法	
6	工事の着手及び完了の予定年月日	
7	主要な水理計算	
8	主要な構造計算	
IV	その他厚生動労省令で定める書類	
1	水道用水供給事業経営（変更）を必要とする理由を記載した書類	
2	水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類	
3	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	
4	定款・寄付行為又は規約	
5	その他、図面	

## I 申請の概要（自由様式）

※ 今回申請の背景や内容について、簡潔に述べること。

## II 事業（変更）計画書

### 1 給水対象及び給水量（様式1を準用）

※ 目標年次、給水対象水道事業者名、給水量を記載すること。

※ 給水人口及び給水量は、既認可時点、現時点（実績）及び今回申請のものを記載すること。

※ 給水対象となる給水量の記載が必要であり、給水対象となる水道事業者の給水量の算出根拠を添付すること。

※ 変更認可の場合は、新旧対比して示すこと。

### 2 水道施設の概要（自由様式）

※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）

※ 変更認可の場合は、既認可時点と今回申請に分け新旧対比して示すこと。

### 3 給水開始の予定年月日

※ 給水対象の水道事業者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。

※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

### 4 工事費の予定総額及びその予定財源（様式2を準用）

※ ここでいう工事費とは、水道の布設工事等に要する費用、ダム等の負担金又は分担金、工事に係る用地費及び補償費並びに事務費等、今回申請の認可に係る事業の実施に要する費用をいう。

※ 計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに工種別の工事費及び財源を明示すること。

### 5 給水量の算出根拠（自由様式）

※ 給水量は、供給する水道事業者ごとに算出した給水量を基に、各水道事業者の自己水源充当量を勘案して算出するものとする。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

## 6 経常収支の概算（様式3を準用）

- ※ 収益的収支及び資本的収支が、計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに記載されていること。
- ※ 資本欠損等が見込まれる場合には、併せて補償財源及び補償方法を示すほか、剰余金、内部留保金の取り扱い等についても明らかにすること。
- ※ 収支の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。
- ※ 様式3は、地方公営企業法施行規則で定める損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各様式をもって代えることができることとする。
- ※ 10年以上を基準とした合理的な期間について水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを公表するよう努めなければならない。認可等に関する申請においても、当該収支の見通しの作成・公表を参考にし、合理的な期間について経常収支の概算を作成することが考えられる。

## 7 工事費の算出根拠（自由様式）

- ※ 工事費総括書、本工事費内訳書が記載されていること。
- ※ 「IV-3 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に示す工事費の予定総額の根拠となるものであること。
- ※ 一位代価表等は、提出を要しない。

## 8 借入金の償還方法（自由様式）

- ※ 償還金の額が最大となる時期を含む一定期間について、償還金の元金及び利息の合計額が、年度ごとに明らかにされていること。

## III 工事（変更）設計書

### 1 一日最大給水量及び一日平均給水量（様式7, 8）

- ※ 給水対象となる水道事業者ごとに、水道用水供給事業からの給水量（水道事業者にとっては受水量）を記載すること。
- ※ 工事を伴う場合は工事施工期間を明示すること。

### 2 水源の種別及び取水地点（様式9を準用）

- ※ 既認可時点、現時点（現況）、今回申請の計画目標年次（年度）に分けて水源の種別及び取水地点を記載する。
- ※ 水源の種別の区分は、以下の区分とする。
  - ・河川水（自流水）
  - ・湖沼水（自流水）
  - ・ダム水（放流水を含む）

- ・伏流水（河川水が地下に伏流したもの）
  - ・浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
  - ・深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
  - ・湧水
  - ・水道用水供給事業から供給を受ける水
  - ・その他（海水、ため池等）
- ※ 取水地点は、地番、地先名を記載すること。
- ※ 表流水、伏流水にあっては水利権の許可年月日、許可番号、地下水にあっては井戸深度、計画取水量、深層地下水の場合は第一不透水層深度等も含めて記載する。

### 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

#### (1) 水源の水量の概算（様式10を準用）

- ※ 計画目標年次（年度）までの年度ごとの一日最大取水量と「Ⅲ－2 水源の種別及び取水地点」に記載した水源ごとの取水可能量及び計画取水量を記載すること。
- ※ 計画取水量については、「Ⅳ－3 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を踏まえて適切に策定したものであること。期別で変動するものについては期別ごとに記載すること。

#### (2) 水質試験の結果（様式11を準用）

- ※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）の結果を添付すること。
- ※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。
- ※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。
- ※ 河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、地下水、湧水等の新設水源にあっては少なくとも4半期ごとの水質試験結果を添付し、必要に応じて水源水質の将来予測結果を添付すること。
- ※ 変更認可の場合、既存水源についても水質検査結果を添付すること。



※ 様式 1 1 については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

4 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造（様式 1 2、1 3 を準用）

※ 様式 1 2 に水道施設のうち貯水施設及び浄水施設について、既認可、現状、今回申請に分けてその設置場所、標高、水位（変動する場合は高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）、構造（形状、材質、型式等）を記載すること。

※ 様式 1 3 に導水施設、送水施設、配水施設の管路について、口径ごとに構造（形状、材質等）を記載すること。配水池及び排水処理施設については、規模等（容量、寸法等）を記載すること。

5 浄水方法（様式 1 4 を準用）

※ 浄水方法について、既認可、現況、今回申請に分けて、浄水場ごとに浄水方法及び現況施設における水質上の課題を記入すること。

※ 工程毎に処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等）を記載すること。

※ オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第 7 条の 2 第 2 号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ等により、安全性・確実性・経済性・維持管理計画等を明らかにすること。

※ その浄水方法を選定した理由を添付すること。

6 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記すること。

※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。

※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

7 主要な水理計算（自由様式）

※ 送水系統ごとの水位、水圧、水量等に関する計算とともに、各施設の計画緒元を記載すること。

※ 記載すべき水道施設は、取水堰、取水門、取水塔、取水管きょ、ダム、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備、管きょ（導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きょを含む。）とする。

8 主要な構造計算（自由様式）

※ 水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度、安定

性等の計算とともに、各施設の計画緒元を記載すること。

※ 記載すべき水道施設は、ダム及び取水堰（水道専用の場合のみ）、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンクとする。

#### IV その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

1 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。

総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

3 取水が確かかどうかの事情を明らかにする書類

※ 全ての水源（既存水源を含む）について、取水の確か性を証明する。

※ 詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

4 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約

※ 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約を添付し、法人等の目的、組織体制等を確認できること。

5 その他、図面

※ 図面目録を作成し、次の地図及び図面を添付する

①「水道施設の位置を明らかにする地図」

②「水源の周辺の概況を明らかにする地図」

③「主要な水道施設（次の④に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図」

④「導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」

※ 上記①の図面（標準縮尺 1/10,000～1/25,000）には、行政区域、当該給水区域、他の水道事業、専用水道、各水道施設（取水・導水・浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示すこと（凡例も付すこと）。

・ 行政区域	茶	・ 既認可給水対象区域	青
・ 新設・拡張区域	赤	・ 簡易水道の給水区域	緑

- ・ 専用水道の位置 黄
- ・ 既存施設 黒
- ・ 新設施設 赤

※ 上記②には、汚水処理施設、廃棄物処理施設、畜産関係施設等、水源に影響を与えるおそれのある施設について明記すること。また、湖沼においては、窒素及びりんによる富栄養化が問題になっている水源もあるので、必要に応じて、生活排水等の流入状況についても明記すること。標準縮尺は、1/1,000～1/10,000であることが望ましい。

※ 上記③の「主要な水道施設」とは、ダム、取水堰、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈澱池、ろ過池、浄水池等、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽とする。

図面縮尺は次による。

- ・ 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 1/500～1/1,000
- ・ 主要な水道施設の水位高低図 縦 1/100～1/200 横任意
- ・ 主要な水道施設の一般図 1/100～1/500
- ・ 主要な水道施設の構造詳細図 1/10～1/100

※ 上記④の平面図（1/1,000～1/10,000）には、測点符号、管種、管径、延長、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図（縦 1/200～1/400、横 1/1,000～1/5,000）には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を明示すること。

なお、変更認可の申請を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道事業等の全部を譲り受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。



## 1 3 水道用水供給事業の休止（又は廃止）許可の申請

（法第31条）

（1）申請の該当要件

現に給水開始している水道用水供給事業の全部又は一部を、休止又は廃止（既存の水道用水供給事業者への譲り渡しに伴う廃止を除く）しようとする場合。

（2）申請の時期

休止又は廃止しようとする前に、予め申請し許可を得ること。

（3）提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

（4）提出部数

知事あての申請書の提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

（5）提出様式

「様式第13号」による。

番 号  
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)  
水道事務所の所在地

## 水道用水供給事業経営の休止（又は廃止）許可申請書

元号○○年○○月○○日付け熊本県指令○○第○○号で認可をうけた○○水道用水供給事業について、次のとおり事業の全部（又は一部）を休止（又は廃止）したいので許可されるよう水道法第31条で準用する法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 休廃止計画書
- 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図
- 当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類（地方公共団体以外の水道事業者である場合）

## 休廃止計画書

1. 休止又は廃止する区域

既認可（前回届出）の区域 （休止又は廃止する区域に下線を引くこと）	今回申請後の区域

2. 休止又は廃止の予定年月日

3. 休止又は廃止する理由

4. 給水再開の予定年月日（休止の場合）

5. 廃止後の給水区域、給水人口及び給水量（一部廃止の場合）  
様式19のとおり

6. 廃止後の給水人口、給水量の算出根拠（一部廃止の場合）





## 1 4 水道用水供給事業の給水開始の届出 (法第31条)

### (1) 届出の該当要件

配水施設以外の水道施設又は配水池の新設、増設又は改造した場合において、これらの施設を供用し給水開始しようとする場合。

### (2) 届出の時期

給水開始しようとする前に、予め届け出ること。

### (3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

### (4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

### (5) 提出様式

「様式第14号」による。

## 水道用水供給事業の給水開始届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について水道施設が完成し、給水を開始したいので、水道法第 3 1 条で準用する法第 1 3 条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

(添付書類)

- 1 新設、増設又は改造した水道施設の名称、規模及び構造  
※ 供用開始しようとする水道施設について記載すること
- 2 給水開始予定年月日  
※ 今回給水開始しようとする予定年月日を記載すること。
- 3 給水対象  
※ 全体計画給水対象水道事業及び今回給水対象水道事業を記載すること。
- 4 水質検査成績書  
※ 採取場所は、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端（水道事業者の管理する配水池等の前）とする。  
※ 系統が複数存在する場合は、それぞれの系統毎に水質検査すること。
- 5 施設検査成績書  
※ 供用開始しようとする水道施設の「浄水及び消毒の能力」「流量」「圧力」「耐力」「汚染並びに漏水」について、水道技術管理者が行った検査結果を示すこと。
- 6 平面図  
※ 既給水区域、今回給水開始しようとする区域を色分けして示すこと。  
※ 主な水道施設を明示すること。  
※ 水質検査のための採水場所を示すこと。

## 15 水道用水供給事業の記載事項変更の届出

(法第27条第3項)

### (1) 届出の該当要件

認可申請書に記載した、申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地に変更があつた場合（市町村合併による法人格の変更も対象となる）。

### (2) 届出の時期

記載事項の変更の事実発生後、速やかに提出すること。

### (3) 提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

### (4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

### (5) 提出様式

「様式第15号」による。

## 水道用水供給事業記載事項変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、下記のとおり記載内容に変更が生じたので、水道法第27条第3項の規定に基づきお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

### 記

- 1 水道用水供給事業の名称  
旧  
新
- 2 申請者の住所 (法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地)  
旧  
新
- 3 申請者の氏名 (法人又は組合にあっては事務所の名称及び代表者の氏名)  
旧  
新
- 4 水道事務所の所在地  
旧  
新
- 5 変更年月日

## 16 水道用水供給事業の第三者委託契約締結（又は失効）の届出（法第31条）

### （1）届出の該当要件

水道用水供給事業者が、水道法第31条で準用する水道法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託（又は委託契約が失効）した場合。

### （2）届出の時期

第三者委託契約締結（又は失効）後、遅滞なく提出。

### （3）提出先

（知事認可事業の場合）保健所経由で知事へ提出。

### （4）提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

### （5）提出様式

「様式第16号」による。

## 水道用水供給事業第三者委託契約締結（又は失効）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、水道法第31条で準用する法第24条の3に基づく第三者委託契約を締結（又は失効）したので、同条第2項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）

氏 名 （主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名）

水道事務所の所在地

（添付書類）

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名  
※ 法人、組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名  
※ 資格を確認できる書類を添付のこと。
- 3 委託した業務の範囲  
※ 委託した施設名及び委託業務の内容を詳細に記載すること。
- 4 契約期間  
※ 業務委託期間を記載する。
- 5 委託契約書  
※ 委託契約書の写しを添付する。
- 6 契約の効力を失った理由  
※ 契約失効の場合に記載する。

## 17 水道用水供給事業の軽微な変更の届出 (法第30条第3項)

### (1) 届出の該当要件

軽微な変更とは、法第30条第3項(規則第51条の4)の規定による事業内容の変更のうち、次の①～③のいずれかの変更である。ただし、①～③の複数の変更該当する場合は、変更認可が必要となる。

#### ① 給水対象の増加、給水量の増加で、次に該当するもの。

- ・水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量(直近で他の事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水量)の10分の1以下。

#### ② 浄水方法の変更(他の変更を伴わず、次に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更に限る。)

- |            |            |
|------------|------------|
| ・普通沈殿池     | ・薬品沈殿池     |
| ・高速凝集沈殿池   | ・緩速ろ過池     |
| ・急速ろ過池     | ・膜ろ過設備     |
| ・エアレーション設備 | ・除鉄設備      |
| ・除マンガン設備   | ・粉末活性炭処理設備 |
| ・粒状活性炭処理設備 |            |

※ 粉末活性炭処理設備、粒状活性炭処理設備については、変更前の浄水処理工程に追加整備する場合に限る。

#### ③ 取水地点の変更(他の変更を伴わず、河川水を水源とする取水地点の変更であって、次に掲げる事由等により、現在の取水地点と変更後の取水地点までの区間(特定区間)における原水の水質が大きく変わるおそれがないものに限る。)

ア 特定区間に流入する河川がないとき

イ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき

### (2) 届出時期

変更に係る事業に着手する前に、予め届け出ること。

### (3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

### (4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第17号」による。



## 水道用水供給事業の軽微な変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、軽微な変更を行いたいので、水道法第30条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

(添付書類)

## I 事業変更計画書

### 1 変更後の給水対象及び給水量（様式1を準用）

- ※ 給水対象の水道事業者を明示すること。
- ※ 当面の目標年次及び給水量を記載すること
- ※ 既計画と軽変後を比較対照して記載すること。
- ※ 給水対象となる給水量の記載が必要であり、給水対象となる水道事業者の給水量の算出根拠を添付すること。

### 2 水道施設の概要（自由様式）

- ※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）
- ※ 既計画と軽変後を比較対照して記載すること。

### 3 給水開始の予定年月日（自由様式）

- ※ 給水対象水道事業者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。
- ※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

### 4 給水量の算出根拠（自由様式）

- ※ 給水量は、供給する水道事業者ごとに算出した給水量を基に、各水道事業者の自己水源充当量を勘案して算出するものとする。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

## II 工事変更設計書

### 1 変更される浄水（取水）施設に係る水源の種別及び取水地点（様式9を準用） （浄水方法の変更、取水地点の変更の場合のみ）

- ※ 既認可時点、現時点（現況）、今回届出の計画目標年次（年度）に分けて水源の種別及び取水地点を記載する。
- ※ 水源の種別の区分は、以下の区分とする。
  - ・ 河川水（自流水）
  - ・ 湖沼水（自流水）
  - ・ ダム水（放流水を含む）

- ・伏流水（河川水が地下に伏流したもの）
- ・浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ・深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
- ・湧水
- ・水道用水供給事業から供給を受ける水
- ・その他（海水、ため池等）

※ 取水地点は、地番、地先名を記載すること。

※ 表流水、伏流水にあつては水利権の許可年月日、許可番号、地下水にあつては井戸深度、計画取水量、深層地下水の場合は第一不透水層深度等も含めて記載する。

## 2 変更される浄水（取水）施設に係る水源の水量の概算及び水質試験の結果 （浄水方法の変更、取水地点の変更の場合のみ）

### （1）水源の水量の概算（様式10を準用）

※ 計画目標年次（年度）までの年度ごとの一日最大取水量と「水源の種別及び取水地点」に記載した水源ごとの取水可能量及び計画取水量を記載すること。

※ 計画取水量については、「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」（取水地点の変更の場合、添付）を踏まえて適切に策定したものであること。期別で変動するものにあつては期別ごとに記載すること。

### （2）水質試験の結果（様式11を準用）

※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）の結果を添付すること。

※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

※ 様式11については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

### 3 変更後の浄水方法（様式14を準用）

- ※ 浄水方法の変更の場合のみ
- ※ 浄水方法について、既認可、現況、今回届出に分けて、浄水場ごとに浄水方法及び現況施設における水質上の課題を記入すること。
- ※ 工程毎に処理の主要諸元（薬品注入量、滞留時間等）を記載すること。
- ※ オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第7条の2第2号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ等により、安全性・確実性・経済性・維持管理計画等を明らかにすること。
- ※ その浄水方法を選定した理由を添付すること。

### 4 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

- ※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記する。
- ※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。
- ※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

## III その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

### 1 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

- ※ 給水対象増加の場合のみ
- ※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

### 2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

- ※ 給水対象増加の場合のみ
- ※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。  
総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

### 3 新設、増設又は改造される取水施設に係る取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類（自由様式）

- ※ 取水地点の変更の場合のみ
- ※ 全ての水源（既存水源を含む）について、取水の確実性を証明する。
- ※ 詳細は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の水道事業等の認可等の手引きを参照。

### 4 添付図面

- ※ 図面目録を付し、次の地図及び図面を添付する  
①「水道施設の位置を明らかにする地図」

②「主要な水道施設であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図」

※ 上記①は一枚の地図（1/10,000～1/25,000）とし、行政区域、当該給水対象、各水道施設（取水・導水・浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示すこと。

- |         |   |          |   |
|---------|---|----------|---|
| ・行政区域   | 茶 | ・既認可給水対象 | 青 |
| ・新規給水対象 | 赤 |          |   |
| ・既存施設   | 黒 | ・新設施設    | 赤 |

※ 上記②は、浄水方法の変更及び取水地点の変更の場合のみ新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道用水供給事業の全部を譲る受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。



## 18 水道用水供給事業の譲り受けの届出 (法第30条第3項)

### (1) 届出の時期

法第30条第1項の規定に基づき、他の水道事業用水供給事業の全部を譲り受ける場合。

### (2) 届出の時期

譲り受けを行おうとする前に、予め届け出ること。

### (3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

### (4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

### (5) 提出様式

「様式第18号」による。

## 水道用水供給事業の譲り受け届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、下記水道用水供給事業の全部を譲り受けたいので、水道法第30条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

### 記

- 1 譲り受ける相手方の事業の名称  
※ 相手方の水道用水供給事業名、住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)を記載すること。
- 2 譲り受け予定年月日  
※ 譲り受けの予定年月日を記載する。



(添付書類)

## I 事業変更計画書

### 1 変更後の給水対象及び給水量（様式1を準用）

- ※ 給水対象の水道事業者名を記載し、譲り受けによる新たな給水対象が明示されていること。
- ※ 新たな目標年次と計画給水量を示すこと。
- ※ 既計画と譲り受け後を比較対照して記載すること。
- ※ 給水対象となる給水量の記載が必要であり、給水対象となる水道事業者の給水量の算出根拠を添付すること。

### 2 水道施設の概要（自由様式）

- ※ 水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等について水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要を記載すること。（フロー図を添付すること）
- ※ 既計画と譲り受け後を比較対照して記載すること。

### 3 給水開始の予定年月日（自由様式）

- ※ 給水対象水道事業者に対する給水開始の予定年月日を明示すること。
- ※ 給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

### 4 給水量の算出根拠（自由様式）

- ※ 給水量は、供給する水道事業者ごとに算出した給水量を基に、各水道事業者の自己水源充当量を勘案して算出するものとする。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

### 5 経常収支の概算（様式3を準用）

- ※ 収益的収支及び資本的収支が、計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに記載されていること。
- ※ 資本欠損等が見込まれる場合には、併せて補償財源及び補償方法を示すほか、剰余金、内部留保金の取り扱い等についても明らかにすること。
- ※ 収支の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。
- ※ 様式3は、地方公営企業法施行規則で定める損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各様式をもって代えることができることとす

る。

- ※ 10年以上を基準とした合理的な期間について水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを公表するよう努めなければならない。認可等に関する申請においても、当該収支の見通しの作成・公表を参考にし、合理的な期間について経常収支の概算を作成することが考えられる。

## II 工事変更設計書

### 1 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

- ※ 水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日を明記する。
- ※ 工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。
- ※ 工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明記すること。

## III その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

### 1 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

- ※ 当該事業経営の必要性について簡潔に記載すること。

### 2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

- ※ 地方公共団体以外の法人、組合の場合は次の書類を添付のこと。  
総会等の水道布設議決書、布設予算議決書等の意思決定を証する書類

### 3 水道施設の位置を明らかにする地図

- ※ 1/10,000～1/25,000の図面とし、行政区域、当該給水対象、各水道施設（取水・導水・浄水・送水施設・配水池及び配水本管）を次の区分により色分けして示すこと。

・行政区域	茶	・既認可給水対象	青
・譲り受ける給水対象	赤		
・既存施設	黒	・譲り受け施設	赤

## 19 水道用水供給事業の譲り渡しに伴う事業廃止の届出

(法第31条)

### (1) 届出の該当要件

水道用水供給事業の全部譲り渡しに伴い、水道用水供給事業を廃止する場合。

※ 統合に伴い新たに事業を創設する場合は、本届出でなく廃止許可（P67）が必要となる。

### (2) 届出の時期

水道用水供給事業の廃止を行おうとする前に、予め届け出ること。

### (3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

### (4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

### (5) 提出様式

「様式第19号」による。

## 水道用水供給事業の譲り渡しに伴う事業廃止届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、下記水道用水供給事業者への譲り渡しに伴い、当該水道用水供給事業の全部を廃止したいので、水道法第31条で準用する法第11条第3項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名)  
水道事務所の所在地

### 記

- 1 譲り渡しの相手方の水道事業名
- 2 譲り渡しの相手方の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

### 添付書類

- 廃止計画書
- 水道事業の廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- 廃止する給水区域を明らかにする地図
- 当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類(地方公共団体以外の水道事業者である場合)

## 廃止計画書

### 1. 廃止する区域

既認可（前回届出）の区域 （廃止する区域に下線を引くこと）	今回届出後の区域

### 2. 廃止の予定年月日

### 3. 廃止する理由



## 20 水道用水供給事業の水道技術管理者設置(変更)の届出

(法第31条)

(1) 届出の該当要件

水道法第31条において準用する同法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置(変更)した場合。

(2) 届出の時期

水道技術管理者の設置(変更)の事実発生後、速やかに届出。

(3) 提出先

(知事認可事業の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第20号」による。

## 水道用水供給事業の水道技術管理者設置（変更）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県指令〇〇第〇〇号で認可を受けた〇〇水道用水供給事業について、水道法第31条において準用する同法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したのでお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）

氏 名 （主たる事務所の名称  
及び代表者の氏名）

水道事務所の所在地

### 記

- 1 水道技術管理者の氏名
- 2 設置（変更）年月日
- 3 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 4 添付書類  
水道技術管理者の資格を有することを証する書面  
（履歴書、水道法施行規則第14条第3号に定める厚生大臣が認定する講習の修了証書の写し等）